別紙様式第10号(第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年度事業報告書 (年　月　日から
年　月　日まで)

年　月　日提出

商　号
所在地
代表者の役職氏名

(記載上の注意)

法第4条第1項、第8条第1項、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項若しくは第39条第2項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1　業　務　の　状　況

(1)　当期の業務概要

(2)　営んでいる業務の種類

(3)　株主総会決議事項の要旨

(4)　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

②　役員の状況

役職名	氏名又は名称

(5)　営業所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
		名
計　店		計　名

(6)　信託契約代理店の増減

前期末	当期末	増減(△)

(7)　株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
その他(　名)		%
計　名		100.00%

(8)　親法人等及び子法人等の状況

商号又は名称	所　　在　　地	主要な事業の内容	関　係　内　容

（記載上の注意）

法第4条第1項、第8条第1項、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項若しくは第39条第2項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、(4)②の「氏名又は名称」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(9)　業務の状況

①　各種信託の残高

（単位：百万円）

区　　分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託				年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
元本										
売渡手形等										
収益										
仮受金										
その他										
債権償却準備金										
特別留保金										
・・・										
・・・										
・・・										
・・・										
・・・										
負債合計										

区　　分	財産形成給付信託		財産形成投資基金信託	貸　付　信　託			投　資　信　託		金銭信託以外の金銭の信託
	財産形成給付金信託	財産形成基金　信　託		収益分配型	収益満期受取型	収益運用口		うちみなす投資信託	
元　　本									
売渡手形等									
収　　益									
仮　受　金									
そ　の　他									
債権償却準備金									
特別留保金									
・・・									
・・・									
・・・									
・・・									
・・・									
負債合計									

区分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権信託	動産信託	土地及びその定着の信託	地上権信託	土地及びその定着の借地権信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
元本														
売渡手形等														
収益														
仮受金														
その他														
債権償却準備金														
特別留保金														
・・・														
・・・														
・・・														
・・・														
・・・														
負債合計														（　）

② 各種信託の信託財産別残高

（単位：百万円）

区分	指定金銭信託		特定金銭信託	金銭投資基金信託	年金信託				年金投資基金信託	
	合同運用	単独運用			厚生年金基金信託	国民年金基金信託	規約型企業年金信託	基金型企業年金信託	貸付金口	株式口
貸出金										
証書貸付										
手形貸付										
割引手形										
有価証券										
国債										
地方債										
短期社債										
社債										
株式										
外国証券										
その他の証券										
貸付信託受益証券										
投資信託受益証券										
暗号等資産関連有価証券										
電子記録移転有価証券表示権利等										
投資信託外国投資										

信託受益権										
指定金銭信託受益権										
金銭投資基金信託受益権										
年金投資基金信託受益権										
財産形成投資基金信託受益権										
貸付信託収益運用口受益権										
特定信託受益権										
その他の信託受益権										
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)										
暗号資産										
金銭債権										
生命保険債権										
住宅貸付債権										
その他の金銭債権										
有形固定資産										
動産										
不動産										

無形固定資産										
地上権										
不動産の賃借権										
その他の無形固定資産										
その他の債権										
買入手形										
コールローン										
現金預け金										
預金										
預け金										
その他										
共同受託振替勘定										
その他										
資産合計										

区分	財産形成給付信託		財産形成投資基金信託	貸付信託			投資信託		金銭信託以外の金銭の信託
	財産形成給付金信託	財産形成基金信託		収益分配型	収益満期受取型	収益運用口		うちみなす投資信託	
貸出金									
証書貸付									
手形貸付									
割引手形									

有価証券									
国債									
地方債									
短期社債									
社債									
株式									
外国証券									
その他の証券									
貸付信託受益証券									
投資信託受益証券									
暗号等資産関連有価証券									
電子記録移転有価証券表示権利等									
投資信託外国投資									
信託受益権									
指定金銭信託受益権									
金銭投資基金信託受益権									
年金投資基金信託受益権									
財産形成投資基金信託受益権									

貸付信託収益運用口受益権									
特定信託受益権									
その他の信託受益権									
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)									
暗号資産									
金銭債権									
生命保険債権									
住宅貸付債権									
その他の金銭債権									
有形固定資産									
動産									
不動産									
無形固定資産									
地上権									
不動産の賃借権									
その他の無形固定資産									
その他債権									
買入手形									
コールローン									
現金預け金									

現金									
預け金									
その他									
共同受託振替勘定									
その他									
資産合計									

区分	有価証券の信託		電子決済手段の信託		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託		金銭債権の信託	動産の信託	土地及びその定着物の信託	地上権の信託	土地及びその定着物の賃借権の信託	包括信託	その他の信託	合計
	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託	管理信託	運用信託								
貸出金														
証書貸付														
手形貸付														
割引手形														
有価証券														
国債														
地方債														
短期社債														
社債														

株式														
外国証券														
その他の証券														
貸付信託受益証券														
投資信託受益証券														
暗号等資産関連有価証券														
電子記録移転有価証券表示権利等														
投資信託外国投資														
信託受益権														
指定金銭信託受益権														
金銭投資基金信託受益権														
年金投資基金信託受益権														
財産形成投資基金信託受益権														
貸付信託収益運用口受益権														
特定信託受益権														
その他の信託受益権														
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)														

暗号資産														
金銭債権														
生命保険債権														
住宅貸付債権														
その他の金銭債権														
有形固定資産														
動産														
不動産														
無形固定資産														
地上権														
不動産の賃借権														
その他の無形固定資産														
その他債権														
買入手形														
コールローン														
現金預け金														
現金														
預け金														
その他														
共同受託振替勘定														
その他														
資産合計														

③　金銭評価の困難な信託

（単位：百万円）

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)			
その他			
合計			

④　流動化を目的とした信託

（単位：件、百万円）

信託財産の種類		件数	元本額
金銭債権	貸付債権		
	売掛債権		
	その他		
動産			
土地及びその定着物			
地上権			
土地及びその定着物の貸借権			
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			

商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)		
その他		
合計		

⑤　信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券表示権利等		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)			
受託有価証券			
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			

地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

（注） 共同信託他社管理財産　　百万円

＜参考＞

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と○○○○が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)○○○○百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

（注） 共同信託他社管理財産　　百万円

（単位：百万円）

資産	金額	負債	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券表示権利等		地上権の信託	

投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段(特定信託受益権を除く。)			
受託有価証券			
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

⑥　信託財産収支表

(単位：百万円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
貸出金利息		信託報酬	
有価証券利息配当		支払利息	
その他の受入利息		支払手数料	
信託受益者配当		経費	
有価証券貸付料		投資信託委託者報酬	
金銭債権収益		電子決済手段売却損	
動産収益		有価証券売却損	
不動産収益		投資信託有価証券売却損	

※　収益調整益		暗号資産売却損	
※　投資信託解約差益		暗号等資産関連有価証券売却損	
電子決済手段売却益		電子記録移転有価証券表示権利等売却損	
有価証券売却益		固定資産売却損	
投資信託有価証券売却益		有価証券償還損	
暗号資産売却益		※　収益調整損	
暗号等資産関連有価証券売却益		※　投資信託解約差損	
電子記録移転有価証券表示権利等売却益		貸出金償却	
固定資産売却益		有価証券償却	
有価証券償却益		固定資産償却	
償却債権取立益		※　特別留保金繰入	
受入手数料		※　・・・・	
※　特別留保金戻入		※　・・・・	
※　・・・・		※　・・・・	
※　・・・・		※　・・・・	
※　・・・・		その他の支出	
※　・・・・		※　異期決算信託収益繰入	
その他の収入		信託利益	
※　異期決算信託収益戻入			
合　　計		合　　計	

⑦　信託財産の分別管理の状況

番号	資　産　の　区　分	管　理　の　方　法
1	不動産	
2	不動産に関する所有権以外の権利	
3	動産(次項から6の項までに掲げるもの及び有価証券を除く。)	
4	船舶	
5	航空機(航空法第2条第1項に規定する航空機をいう。)	
6	自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)	
7	指名金銭債権(信託の受益権を除く。)	
8	有価証券(信託の受益権を表示するものを除く。)	
9	特定信託受益権	
10	電子決済手段(信託の受益権を除く。)	

11	暗号資産	
12	電子記録移転有価証券表示権利等	
13	特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
14	実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
15	意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)	
16	商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)	
17	育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
18	回路配置利用権等(回路配置利用権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)	
19	著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)	
20	前各項に掲げる資産以外の資産	

⑦―2　履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番　　号	電子決済手段の種類	管　　理　　の　　方　　法

⑦―3　履行保証暗号資産の分別管理の状況

番　　号	暗号資産の種類	管　　理　　の　　方　　法

⑧　信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1)　信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

信託の種類	信託の残高	株式の所有関係がある場合には、その内容

(2)　指図を行う者に関する事項

商号又は名称	所　　在　　地

⑨　代理店の増減

前　　期　　末	当　　期　　末	増　　減(△)

2　経　　理　　の　　状　　況

(1)　貸　借　対　照　表

年　　月　　日現在

科　　目	金　　額	科　　目	金額
(資　産　の　部)	千円	(負　債　の　部)	千円
流　動　資　産		流　動　負　債	

現金預け金		短期借入金	
現金		前受金	
預金		前受収益	
有価証券		未払金	
短期貸付金		未払費用	
前払金		未払法人税等	
前払費用		繰延税金負債	
未収入金		賞与引当金	
未収収益		その他の流動負債	
繰延税金資産		流動負債計	
その他の流動資産		固定負債	
貸倒引当金	△	長期借入金	
流動資産計		繰延税金負債	
固定資産		退職給付引当金	
有形固定資産		役員退職慰労引当金	
建物		負ののれん	
器具備品		その他の固定負債	
土地		固定負債計	
・・・・・・		引当金	
無形固定資産		・・・・・・	
ソフトウェア		引当金計	
のれん		負債合計	
・・・・・・		(純資産の部)	
投資等		株主資本	
投資有価証券		資本金	
関係会社株式		新株式申込証拠金	
出資金		資本剰余金	
長期貸付金		資本準備金	
長期前払費用		その他資本剰余金	
前払年金費用		利益剰余金	
繰延税金資産		利益準備金	
その他の投資等		その他利益剰余金	
貸倒引当金	△	×××積立金	
固定資産計		自己株式	△
繰延資産		自己株式申込証拠金	
創立費		評価・換算差額等	
・・・・・・		その他有価証券評価差額金	
繰延資産計		繰越ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		株式引受権	

		新株予約権	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

(2) 損益計算書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

科目			金額	
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円
		信託報酬		×××
		指定金銭信託	×××	
		特定金銭信託	×××	
		年金信託	×××	
		財産形成給付信託	×××	
		貸付信託	×××	
		投資信託	×××	
		電子決済手段の信託	×××	
		金銭信託以外の金銭の信託	×××	
		有価証券の信託	×××	
		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	×××	
		金銭債権の信託	×××	
		動産の信託	×××	
		土地及びその定着物の信託	×××	
		地上権の信託	×××	
		土地及びその定着物の賃借権の信託	×××	
		包括信託	×××	
		その他の信託	×××	
		その他営業収益		×××
		信託契約代理業	×××	
		信託受益権販売業	×××	
		その他	×××	
		営業収益計		×××
		営業費用		
		支払手数料		×××
		広告宣伝費		×××
		公告費		×××
		営業雑経費		×××
		通信費	×××	
		印刷費	×××	

		調査費	×××	
		諸会費	×××	
		・・・・・	×××	
		営業費用計		×××
		一般管理費		
		給料		
		役員報酬	×××	
		給料・手当		
		賞与		
		交際費	×××	
		寄付金	×××	
		旅費交通費		
		租税公課	×××	
		不動産賃貸料		
		退職給付費用		
		貸倒引当金繰入	×××	
		固定資産原価償却費	×××	
		その他	×××	
		一般管理費計		
	営業利益(又は営業損失)			×××
	営業外損益の部	営業外収益		×××
		受取配当金		
		有価証券利息		
		受取利息		
		有価証券売却益		
		有価証券償還益		
		・・・・・		
		営業外収益計		
		営業外費用		×××
		支払利息		
		有価証券売却損		
		貸倒償却		
		・・・・・		
		営業外費用計		
経常利益(又は経常損失)				×××
特別損益の部		特別利益		
		臨時利益	×××	
		・・・・・・	×××	

	特別利益計		×××
	特別損失		
	有価証券評価減	×××	
	臨時損失	×××	
	・・・・・・	×××	
	特別損失計		×××
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）			×××
法人税等			×××
法人税等調整額			×××
当期純利益（又は当期純損失）			×××

(3) 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

	株主資本										評価・換算差額等						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	株式引受権	新株予約権	純資産合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	△×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円	×××千円
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××		×××						×××							×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××							△×××
当期純利益							×××	×××		×××							×××
自己株式の処分									×××	×××							×××
・・・・・・・																	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	—	×××	×××	—	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(4) 附 属 明 細 表

① 有価証券明細表

(株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額
	千株	千円
計		

(債券)

銘柄	券面総額	貸借対照表計上額
	千円	千円
計		

(その他)

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額
	千口	千円
計		

② 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
有形固定資産計							
無形固定資産							
無形固定資産計							
長期前払費用							
繰延資産							
繰延資産計							

③ 社債明細表

銘柄	発行年月日	当期末残高	利率	担保	償還期限
		千円	%		
計					

④　借入金等明細表

区　　分	当期末残高	平均利率	返済期限
短期借入金	千円	%	
1年以内に返済予定の長期借入金			
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)			
その他の有利子負債			
計			

⑤　引当金明細表

区　　分	前期末残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
	千円	千円	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1　業務の状況

(1)　当期の業務概要

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(2)　営んでいる業務の種類

当期末現在において営んでいる信託業及びその他業務の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3)　株主総会決議事項の要旨

当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

(4)　役員及び使用人の状況

①　役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

②　役員の状況

当期末現在における取締役、執行役、会計参与及び監査役について記載すること。

(5)　営業所の状況

当期末現在における本店を含むすべての営業所について記載すること。なお、当期中において、営業所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6)　信託契約代理店の増減

増減欄については、廃止、新設の内訳も併せて記載すること。

(7)　株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主(第43条第1号ハに規定する上位10位までの株主をいう。)及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ハに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(8)　親法人等及び子法人等の状況

①　当期末現在における親法人等(令第2条第2項に該当する親法人等をいう。)及び子法人等(令第2条第2項に該当する子法人等をいう。)を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

②　関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別並びに資本関係又は人的関係の別及びその内容を記載すること。

(9)　業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。)、暗号等資産関連デリバティブ取引(第30条の18第2号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

①　各種信託の残高

イ　金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ　債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載すると共に、当該科目の内容を説明した書類を添付すること。

ハ　「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

②　各種信託の信託財産別残高表

イ　金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ　「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

③　金銭評価の困難な信託

イ　期中に新規設定された信託について記載すること。

ロ　件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを該当欄に(　)で注記すること。

④　流動化を目的とした信託

イ　期中に新規設定された信託について記載すること。

ロ　資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、

①　受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの

②　信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの

③　信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの

のいずれかに該当するものをいう。

⑤　信託財産残高表

イ　③記載の金銭評価の困難な信託を除く。

ロ　「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

ハ　信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。

ニ　信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

ホ　職務分担型共同受託を行っている場合は以下の＜参考＞を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

⑥　信託財産収支表

イ　※の科目は、それぞれ対応する科目と収支を相殺し、相殺後の金額を「収入」又は「支出」のいずれか一方へ記載すること。

ロ　「信託利益」欄は、受益者の収益金額を記載すること。

ハ　信託の収益金の計算期間と事業年度との差異により生ずる収入の合計額と支出の合計額の差額については、「異期決算信託収益繰入」欄又は「異期決算信託収益戻入」欄に記載すること。

⑦　信託財産の分別管理の状況

「前各号に掲げる資産以外の資産」に対応する「管理の方法」欄には、資産の種類ごとに分けて記載すること。

⑧　信託財産の管理又は処分について指図を受ける信託に関する事項

(1)　指図を受けて信託財産の管理又は処分を行った信託の種類及び信託の残高

イ　管理型信託会社のみ記載すること。

ロ　信託の残高を示すことが困難な場合は、件数を示すこと。

(2)　指図を行う者に関する事項

イ　金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者に限る。)及び商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第4項に規定する商品投資顧問業者以外の者であって、二以上の信託財産の管理又は処分について自己以外の受益者のために指図を行う者について記載すること。

ロ　「株式の所有関係がある場合には、その内容」欄は管理型信託会社のみ記載すること。

2　経理の状況

(1)　一般的事項

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。また、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(2)　注記事項

会社計算規則第98条に掲げる次の事項について、同規則第100条から第116条まで(第105条及び第112条ただし書を除く。)の規定に従い注記すること。なお、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書における特定の項目又は科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

①　継続企業の前提に関する事項
②　重要な会計方針に係る事項
③　貸借対照表等に関する事項
④　損益計算書に関する事項
⑤　株主資本等変動計算書に関する事項
⑥　税効果会計に関する事項
⑦　リースにより使用する固定資産に関する事項
⑧　関連当事者との取引に関する事項
⑨　一株当たり情報に関する事項
⑩　重要な後発事象に関する事項
⑪　連結配当規制適用会社に関する事項
⑫　その他の注記

(3)　貸借対照表

①　貸倒引当金

流動資産又は投資等に対する控除項目として、一括して記載すること。

②　有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産

当該資産を示す名称を付した科目をもって記載すること。

③　引当金

当該引当金又は準備金を示す名称を付した科目をもって記載すること。

④　任意積立金

「×××積立金」の欄には、当該積立金の設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。

(4)　損益計算書

特別利益及び特別損失については、当該利益又は当該損失を示す名称を付した科目をもって記載すること。

(5)　株主資本等変動計算書

①　株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

②　株主資本以外の項目について、当期変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

③　その他資本準備金は、その他利益準備金、及び評価・換算差額等は、上記の科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。

④　その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

⑤　合計欄の記載は省略することができる。

⑥　遡及適用、修正再表示又は当事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

(6)　附属明細表

①　有価証券明細表

イ　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の7(第4項を除く。)の規定に準じた注記を付すこと。

ロ　銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が純資産の額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。ただし、株式については、純資産の額の1%を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄について記載すること。

ハ　記載を省略した株式については、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、記載を省略した債券については、国債、地方債等に大別して、銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載し、その他のものについては、受益証券、出資証券等に大別して銘柄の総数及び貸借対照表計上額を記載すること。

ニ　「その他」の欄には、有価証券の種類に区分して記載すること。

②　有形固定資産明細表

イ　科目ごとに記載し、「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

ロ　当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

③　社債明細表

イ　発行している社債(当期中に償還済みとなったものを含む。)について記載すること。

ロ　「担保」の欄には、担保付社債又は無担保社債の別を記載すること。

ハ　外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には外貨建による金額を付記すること。

ニ　当期末残高のうち1年以内に償還が予定されるものがある場合には、「当期末残高」の欄にその金額を内書(括弧書)として記載すること。

ホ　貸借対照日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額を注記すること。

④　借入金等明細表

イ　短期借入金、長期借入金及び金利の負担を伴うその他の負債(社債を除く。ニにおいて「その他の有利子負債」という。)について記載すること。

ロ　「その他の有利子負債」の欄には、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。

ハ　「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。

ニ　長期借入金及びその他の有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)については、貸借対照日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

⑤　引当金明細表

イ　前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金(退職給付引当金を除く。)又は準備金について、各引当金又は準備金の設定目的ごとの科目の区別により記載すること。

ロ　「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金又は準備金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。

ハ　「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。